

# 価格高騰に伴う 生活支援臨時給付金のご案内

この給付金は、さまざまな価格の高騰に直面する**住民税非課税世帯、住民税均等割※のみ課税世帯**を支援するために、1世帯あたり7万円、さらに18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）がいる世帯に、児童一人あたり5万円を給付するものです。

※住民税均等割…5,000円（町民税3,500円、県民税1,500円）のみ課税されている世帯

## 給付金の支給額

1世帯あたり7万円

18歳以下の児童がいる世帯には児童1人あたり5万円を加算して給付します。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（①②③の全てにあてはまる世帯）

- ①令和5年度の住民税が「**非課税者**」または「**均等割のみ課税者**」のみの世帯
- ②令和5年12月1日（基準日）に綾川町に住民登録がある世帯
- ③世帯員の中に所得未申告者がいないこと

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの世帯

令和5年1月2日以降に転入した方が含まれる世帯

令和5年7月以降に綾川町から3万円の給付を受けた世帯

令和5年7月以降に綾川町から3万円の給付を受けていない世帯

前回給付金振込口座へ振り込みます  
振込口座の確認と振込日の通知を送ります

令和6年2月中旬振込予定

町健康福祉課から確認書が届きます（要返送）  
確認書送付は2月予定  
返送期限：令和6年3月22日

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期限：令和6年3月22日

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの世帯

- 対象と思われる世帯には、健康福祉課から、給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」が届きます。
- 内容を確認のうえ記入して、**返送してください**。



### 【確認事項】

- ①世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告者はいないか
- ②記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか

## II 令和5年1月2日以降に転入した方が含まれる世帯

- 令和5年1月2日以降に転入された方は綾川町に課税情報が無いため、対象かどうか町で判断ができません。給付金を受け取るには、転入された方の「**所得課税証明書（非課税証明書）**」（令和5年1月1日に住民登録があった自治体で取得できます）などを添えて**申請が必要**です。
- まずは、健康福祉課へお問い合わせください。状況をお聞きして、申請書をお送りします。
- 送付された申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送でご提出ください。



給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



## お問い合わせ

### 綾川町健康福祉課

〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮299番地

 **087-876-1113**

受付時間 8:30～17:00（土日祝を除く）